

請 願 一 覧 表

令和8年8月28日（金）

請 願 番 号	件 名	請 願 者	付 託 委 員 会
請 願 第 8 号	請願書「中津川市における系統 用蓄電池設備のガイドライン制 定を求める請願」	中津川市茄子川1994-5 中津川リチウム蓄電所問題対 策委員会 委員長（坂本第一区区長） 堀川 正	産 業 建 設 委 員 会

請 願 文 書 表

令和 8 年 第 5 回 中 津 川 市 議 会 （ 定 例 会 ）

令和 8 年 8 月 2 8 日（金）

受理番号	請願第 8 号	受理年月日	令和 8 年 8 月 1 7 日	
件 名	請願書「中津川市における系統用蓄電池設備のガイドライン制定を求める請願」	紹 介 議 員	田 口 文 数 小 池 菜 摘	
請 願 者	中津川市茄子川 1 9 9 4 - 5 中津川リチウム蓄電所問題対策委員会 委員長（坂本第一区区長） 堀川 正	付 託 委 員 会	産 業 建 設 委 員 会	
（１）請願の趣旨 近年、再生可能エネルギーの導入拡大や電力の安定供給を図るため、電力が余る時間帯に充電し、電力需要が高まる時間帯に放電する系統用蓄電池設備の設置が、全国各地で進められています。 私たち茄子川地内においても事業者が蓄電設備のための用地を確保し、設置工事を進めつつあります。 私たちは、再生可能エネルギーを有効に活用し、電力の安定供給につなげていくことの必要性については、十分理解しています。また、系統用蓄電池設備そのものを一律に否定するものではありません。 一方で、蓄電池設備には、リチウムイオン電池等の発火による火災、周辺への延焼、煙や消火水の影響、冷却装置等から発生する騒音のほか、設置場所によっては土砂災害、洪水、森林や水源、農地、生活環境及び景観への影響など、地域住民が不安を感じる要素があります。 実際、国内外において、蓄電設備から火災が発生し、消火活動は困難を極めたとの報道も確認しております。 特に中津川市は、森林や山間地が多く、河川や生活用水、農業用水に関わる地域も広く存在しています。また、住宅地に近い場所、消防活動が容易でない場所、土砂災害や浸水のおそれがある場所など、それぞれの地域の状況に応じた慎重な検討が必要と考えます。 系統用蓄電池設備については、個別の法令による規制や手続があると存じますが、立地の適否、地域住民への説明、火災・災害対策、運用中の管理、事故発生時の対応、事業終了後の撤去及び処分などを、市として一体的に確認する仕組みが必要であると考えます。 そこで、中津川市におかれましては、地域住民の生命、身体及び財産を守り、事業者と地域との共生を図るため、系統用蓄電池設備の計画段階から設置、運用、事業終了後の撤去・処分までを対象としたガイドラインを制定していただきますようお願いいたします。 ガイドラインの制定に当たっては、事業者による早期の事前相談、立地を回避すべき区域及び慎重な検討を要する区域の設定、地域住民への十分な説明と意見聴取、火災・防災・騒音・排水・景観対策、運用中の点検及び事故時の連絡体制、事業者変更				

時の責任の承継、撤去費用の確保並びに事業情報の公開などについて、具体的な基準を定めていただくことを望みます。

本請願は、再生可能エネルギーの利用促進に反対するものではありません。必要な設備を、地域の安全と環境を守りながら、地域住民の理解のもとで秩序をもって導入するためのルールづくりをお願いするものです。

（２）請願の理由

私たちは、日常の生活圏内に系統用蓄電池設備が計画されていることを知り、情報収集や協議・検討を重ねました。その結果、系統用蓄電池設備の整備が「リニアのまち中津川」の発展を阻害することのないものとするためには、以下の事項を盛り込んだガイドラインの制定が必要と考えました。

- １．事業計画の早い段階で市との協議を求めること
- ２．設置を回避すべき区域と慎重な検討を要する区域を設定すること
- ３．近隣住民、自治会、企業・店舗等関係者への説明と意見聴取を行い、意見や要望に真摯に対応すること
- ４．火災、騒音、土砂災害、浸水、水質及び景観に関する基準を設けること
- ５．運用中の点検、事故時の連絡及び緊急対応体制を定めること
- ６．事業者変更時の責任承継と、廃止後の撤去・処分を確保すること
- ７．事業計画、工事、運用及び廃止に関する情報を公開すること

各項目の詳細につきましては、資料を別添させていただきます。

私たちは系統用蓄電池設備の事業が足元で開始されたために、ガイドライン制定の必要性を感じ、取り組みを進めていますが、リニア中央新幹線の開業の暁には岐阜県の玄関口となる中津川市がより良い発展をして行くためには、エネルギー、自然環境、そして安全なまちづくり、様々な観点から「ふるさと」を守っていく必要があります。「系統用蓄電池設備のガイドライン制定」を進めていただくことを強く要望いたします。

また、ガイドライン制定後においては、既に計画中又は施工中の事業についても、ガイドラインの趣旨に沿った対応が図られるよう、市から事業者へ協力を求めていることを希望します。

== 請願事項 ==

- １ 中津川市において系統用蓄電池設備に関するガイドラインを策定するよう市に求めること。

中津川市における系統用蓄電池設備のガイドライン制定を求める請願・添付資料
(私たちが想定するガイドラインに盛り込んでいただきたい内容)

中津川リチウム蓄電所問題対策委員会

「中津川市における系統用蓄電池設備のガイドライン制定を求める請願」において、そのガイドラインに盛り込むことを想定する項目は以下の7つの項目です。

1. 事業計画の早い段階で市との協議を求めること
2. 設置を回避すべき区域と慎重な検討を要する区域を設定すること
3. 近隣住民、自治会、企業・店舗等関係者への説明と意見聴取を行い、意見や要望に真摯に対応すること
4. 火災、騒音、土砂災害、浸水、水質及び景観に関する基準を設けること
5. 運用中の点検、事故時の連絡及び緊急対応体制を定めること
6. 事業者変更時の責任承継と、廃止後の撤去・処分を確保すること
7. 事業計画、工事、運用及び廃止に関する情報を公開すること

各項目が必要であると考え理由と、各項目に盛り込んでほしい内容を以下の通りお伝えさせていただきます。

1. 事業計画の早い段階で市との協議を求めること

事業計画が具体化し、土地の契約や設備の発注などが進んだ後に、立地上の問題や関係法令への抵触が明らかになった場合、計画の変更が困難になるおそれがあります。

このため、事業者が計画を固める前の段階で市と協議し、関係法令、立地条件、災害リスク、消防活動、排水、騒音、景観、地域への説明方法などを、庁内の関係部署が横断的に確認できる仕組みが必要と考えます。

また、維持管理や撤去までを含めた事業計画を早期に確認することにより、将来にわたる安全性と事業の継続性を確保することができます。

2. 設置を回避すべき区域と、慎重な検討を要する区域を設定すること

系統用蓄電池設備の安全性は、設備そのものの性能だけでなく、設置場所の地形、地盤、周辺環境、災害リスクなどに大きく左右されます。

土砂災害や洪水のおそれが高い場所、河川や水源に近い場所、災害対策の拠点や避難施設に近い場所、消防活動が困難な場所、森林・農地・遺跡などの埋蔵資源を含む文化財・重要な景観に影響を与える場所などについては、あらかじめ市として立地に関する判断基準を示す必要があります。

「設置を回避すべき区域」と「慎重な検討を要する区域」を明確にすることにより、事業者をより適切な場所へ誘導するとともに、個々の計画に対する判断の公平性と透明性を確保することができます。

3. 近隣住民、自治会、企業・店舗等関係者への説明と意見聴取を行い、意見や要望に真摯に対応すること

蓄電池設備の設置は、火災、騒音、工事車両の通行、排水、景観などを通じて、周辺住民の生活に影響を与える可能性があります。

こうした影響については、事業者から一方的に説明するだけでなく、地域住民が疑問や懸念を表明できる機会を設け、事業者がその意見に誠実に回答することが重要です。

また、地域住民から寄せられた意見や事業者の回答を記録し、市に報告させることにより、説明が形式的なものに終わらず、必要な計画変更や安全対策につなげることができます。

4. 火災、騒音、土砂災害、浸水、水質及び景観に関する基準を設けること

関係法令を守ることは当然ですが、法令上の基準だけでは、個々の地域の地形や生活環境に応じた安全性を十分に確保できない場合があります。

そのため、火災の発生・延焼防止、消防活動に必要な進入路や空地、騒音の予測と防音対策、盛土・切土や法面の安全、雨水排水、洪水時の感電防止、河川・地下水への影響、周辺景観に調和した色彩や植栽などについて、市として具体的な基準を示す必要があります。

明確な基準があれば、事業者は計画段階から必要な対策を講じることができ、市や地域住民も安全対策の内容を客観的に確認できます。

5. 運用中の点検、事故時の連絡及び緊急対応体制を定めること

蓄電池設備の安全確保は、設置工事が完了した時点で終わるものではありません。機器の劣化、異常発熱、冷却設備の故障、落雷、地震、大雨等の異常気象などにより、運用開始後に事故や異常が発生する可能性があります。

このため、定期点検の内容と頻度、点検結果の記録・保存、異常時の運転停止、24時間対応できる緊急連絡先、市・消防・地域住民への連絡基準などを、あらかじめ定めておく必要があります。

特に事故発生時には、誰が責任を持って現地を確認し、どの機関へ連絡し、住民にどのように情報を伝えるのかなど、避難誘導計画を含む対応マニュアルを明確にしておくことが、被害の発生や拡大の防止につながります。

6. 事業者変更時の責任承継と、廃止後の撤去・処分を確保すること

系統用蓄電池事業は長期間に及ぶため、その間に事業の譲渡、会社の合併、事業者の変更などが行われる可能性があります。

事業者が変更された場合でも、地域との協定、安全対策、維持管理、事故対応、損害賠償、撤去・処分などの責任が確実に新しい事業者へ引き継がれなければなりません。このため、事業者変更時の市への届出と、責任・義務の承継を明確にする必要があります。

また、事業終了後に設備が放置されることを防ぐため、撤去時期、処分方法、リユース・リサイクル、跡地の安全対策及び原状回復について、計画段階から明らかにするとともに、必要な撤去費用を計画的に確保する仕組みが必要です。

7. 事業計画、工事、運用及び廃止に関する情報を公開すること

地域住民の不安を軽減し、事業者と地域との信頼関係を築くためには、事業の内容や進捗状況が継続的に確認できることが重要です。

事業計画、住民説明の実施状況、工事着手・完了、運用開始、事業者変更、事故・異常の発生、運用終了、撤去完了などについて、市又は事業者が必要な情報を公開する仕組みを設ける必要があります。

インターネット上で誰もがいつでも閲覧できる方法で情報公開することによって、事業者の責任の所在や緊急連絡先が明確になるとともに、市民が事業の進捗と安全管理の状況を確認でき、問題が生じた場合の早期対応にもつながります。